

議案第 96 号

新座市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

新座市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年新座市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改

正

後

別表第 1（第 4 条関係）

執行機関	事務	
市長	[略]	
	(4) 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 4 年新座市条例第 1 9 号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	

別表第 2（第 4 条関係）

(1) 法別表に掲げる事務（法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を含む。）

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費若しくは特例障がい児相談支援給付費の支給、障がい福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障がい児通所支援に関する情報、同法第 2 1 条の 5 の 3 1 に規定する他の法令による給付の支給に関する情報、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による身体障がい者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）による精神障がい者保健福祉手帳に関する情報（以下「障がい者手帳関係情報」という。）、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和 2 9 年 5 月 8 日付け社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者（第 1 7 号において「生活に困窮する外国人」という。）に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	[略]	
	(3) 予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）附則第 9 7 条第 1 項その他の法令の規定による障がい者を有する者に対する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	[略]	
	(5) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）又は特別法人事業税及び特別法人事	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による保険料の徴収に関する情報、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しく

改

正

前

別表第 1（第 4 条関係）

執行機関	事務	
市長	[略]	
	(4) 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 4 年新座市条例第 1 9 号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
	(5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	

別表第 2（第 4 条関係）

(1) 法別表に掲げる事務

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）による障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費若しくは特例障がい児相談支援給付費の支給、障がい福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障がい児通所支援に関する情報、同法第 2 1 条の 5 の 3 1 に規定する他の法令による給付の支給に関する情報、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による身体障がい者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）による精神障がい者保健福祉手帳に関する情報（以下「障がい者手帳関係情報」という。）、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	[略]	
	(3) 予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号）附則第 9 7 条第 1 項その他の法令の規定による障がい者を有する者に対する手当の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	[略]	
	(5) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）又は特別法人事業税及び特別法人事	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による保険料の徴収に関する情報、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しく

	業譲与税に関する法律（平成３１年法律第４号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	は保険料の徴収に関する情報（第１２号及び第１５号において「介護保険給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(6) 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、新座市こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報、新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報（以下「重度医療費関係情報」という。）、新座市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
〔略〕		
	(10) 母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、 <u>産後ケア事業の実施</u> 、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当及び <u>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）附則第１３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第１２条の規定による改正前の児童手当法附則第２条第１項の給付</u> の支給に関する情報（第１２号において「児童手当関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報（第１２号において「障がい者自立支援給付関係情報」という。）、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報、新座市こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報又は <u>重度医療費関係情報</u> であって規則で定めるもの
〔略〕		
	(12) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（次表市長の項第４号において「児童扶養手

	業譲与税に関する法律（平成３１年法律第４号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	は保険料の徴収に関する情報（第１２号及び第１５号並びに次表市長の項第５号において「介護保険給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(6) 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、新座市こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報、新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報（第１１号並びに次表市長の項第１号及び第４号において「重度医療費関係情報」という。）、新座市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
[略]		
	(10) 母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（第１２号及び次表市長の項第５号において「児童手当関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報（第１２号及び次表市長の項第５号において「障がい者自立支援給付関係情報」という。）、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報、新座市こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
[略]		
	(12) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（次表市長の項第４号及び第５号において

		当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障がい者自立支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		[略]
	(16) 子ども・子育て支援法による<u>妊婦のための支援給付</u>、<u>子どものための教育・保育給付</u>、<u>子育てのための施設等利用給付</u>若しくは<u>乳児等のための支援給付</u>の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
	(17) 生活に困窮する外国人に係る生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(2) 別表第１に掲げる事務		
執行機関	事務	特定個人情報
市長	[略]	
	(4) 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、重度医療費関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障がい者自立支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	〔略〕	
(16)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは <u>子育てのための施設等利用給付</u> の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	〔略〕
(17)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(2) 別表第１に掲げる事務

執行機関	事務	特定個人情報
市長	〔略〕	
	(4) 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、重度医療費関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	障がい者手帳関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養

--	--	--	--	--

		手当、障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障がい者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第1号の表市長の項第16号の改正規定（「による」の次に「妊婦のための支援給付、」を加える部分を除く。）は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。